

基本方針(案)の変更内容について

国土交通省港湾局

基本方針(案)の主な変更内容

背景

基本方針での対応

新規施策の追加
記載内容の拡充

○我が国港湾の国際競争力向上への要請の高まり

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進
内航フィーダーによる中枢国際港湾と地域の港湾との連携強化

○水平分業の進展に伴うアジア貿易拡大
○地域経済、産業の低迷

地域の経済・産業の活性化等

産業、生活基盤を支える安定的かつ低廉な輸送のための拠点形成
既存の老朽化した施設の機能更新と集約化
対アジアとの水平分業、コンテナ化の進展によって増加する地域を発着地とするコンテナ貨物への適切な対応

○循環型社会の形成に向けた取組み
○循環資源の輸出増加傾向

港湾を核とした静脈物流システムの構築

港湾を核とした静脈物流システムの構築
国際静脈物流への対応

○「みなとのパブリックアクセスの向上」政策レビューの実施
○景観法整備等景観への関心の高まり
○個性あるみなとまちづくりへの要請

港湾におけるパブリックアクセスの向上及び良好な景観形成

港のパブリックアクセス向上への取組み
港湾における景観形成の計画的な取組み
みなとまちづくりの推進

○東南海・南海地震等大規模地震の切迫性

港湾の大規模地震対策の拡充

防波堤の計画にあたっての津波に対する被害軽減効果を考慮
被害軽減等に資する情報伝達手段の確保等のソフト対策
非常事態等に対応するための体制構築
首都圏等における基幹的広域防災拠点の整備

○国際海上輸送システムの信頼性、安全性、向上への要請の高まり
○SOLAS条約改正内容を担保する法整備

港湾保安対策等の推進

港湾における海上人命安全条約(SOLAS条約)に基づく保安対策の推進
関係機関との連携強化による水際線対策の徹底

○財政制約への対応
○ライフサイクルを考慮した施設整備
○既設港湾施設の更新需要の増大

港湾施設の適正な維持管理と計画的な更新

港湾施設の定期的な点検等適切な維持管理
更新投資への適切な対応と既存施設の有効活用

○海上輸送の効率性、信頼性、安全性の確保への要請の高まり

海上輸送の効率性、信頼性、安全性の確保への対応

長周期波などを起因とする荷役障害への対応強化
港湾における情報化の推進
小型船舶等の避難機能の確保

○社会資本整備を進めるにあたっての透明性・公正性の確保への要請の高まり

透明性・公正性の確保等への対応

事業の構想段階等からの住民参加

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

(変更案抜粋)

港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

2 国際海上コンテナ輸送網の拠点

国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾のプロジェクトの推進

現在アジア域内において港湾間競争が激しさを増す中で、我が国港湾は相対的地位を低下させており、その機能強化を図り競争力の向上を図ることが喫緊の課題となっている。このため、港湾におけるコストの3割低減及び現行3～4日となっているリードタイムの1日程度への短縮によるアジア諸港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、中枢国際港湾の中から、ターミナルの統合・大規模化等を先導的・実験的に官民一体で展開する構造改革モデル港湾プロジェクトを推進する。

内航フィーダーによる中枢国際港湾と地域の港湾との連携強化

(変更案抜粋)

港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

2 国際海上コンテナ輸送網の拠点

地域の国際海上コンテナを取り扱う港湾

(略)

こうしたアジア諸国との間の国際海上コンテナ輸送は、海上輸送距離が比較的短く、輸送全体に占める陸上輸送の費用や時間の割合が大きい。このため、アジア諸国との間で所要の輸送量が見込まれ、中枢国際港湾又は中核国際港湾を利用する場合に比べて輸送費用が削減できる等効率的な輸送が行われる場合には、これらの港湾において、中枢・中核国際港湾との内航フィーダー輸送等による連携強化に努めつつ地域を発地・着地とする国際海上コンテナを取り扱う。

地域の経済・産業の活性化等

産業、生活基盤を支える安定的かつ低廉な輸送のための拠点形成 既存の老朽化した施設の機能更新と集約化

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化

バルク貨物等の輸送網拠点の形成

石油、石炭、鉱石、穀物、飼料、原木、チップ、砂利・砂等のバラ積みされる貨物やコンテナ以外の形態で輸送される雑貨貨物（以下「バルク貨物等」という。）は、我が国の産業や国民の生活を支えるために必要な物資であり、これらの物資の安定的かつ低廉な輸送は、我が国産業競争力の強化と国民生活の安定に資する。

このため、産業構造の転換に伴い進展する生産拠点の再編・集約化、船舶の大型化等に適切に対応し、より安く、早く、安全かつ信頼性の高い輸送サービスを提供できるように、バルク貨物等の輸送拠点形成を図る。

以上の対応に加え、港湾背後への新たな産業立地や既存産業の競争力確保を通じた地域経済の活性化に資するよう、機能低下した施設の集約化による機能更新や改良を支援するなど更に魅力的な立地環境の整備に努める。

地域の経済・産業の活性化等

対アジアとの水平分業、コンテナ化の進展によって増加する地域を発着地とするコンテナ貨物への適切な対応

(変更案抜粋)

港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

2 国際海上コンテナ輸送網の拠点

地域の国際海上コンテナを取り扱う港湾

我が国とアジア諸国との相互依存関係は益々深化し、これに伴う貿易の拡大により、中枢国際港湾及び中核国際港湾以外で国際海上コンテナを取り扱う港湾が増加している。特に、我が国では、輸送費用の削減による産業の国際競争力への効果が大きいことから、安価な海上輸送が利用可能な臨海部を中心に集中しており、こうした産業集積地を発着地とする国際海上コンテナ貨物量は、中国を始めとするアジア諸国との貿易の拡大により、今後も更に増大することが見込まれる。

こうしたアジア諸国との間の国際海上コンテナ輸送は、海上輸送距離が比較的短く、輸送全体に占める陸上輸送の費用や時間の割合が大きい。このため、アジア諸国との間で所要の輸送量が見込まれ、中枢国際港湾又は中核国際港湾を利用する場合に比べて輸送費用が削減できる等効率的な輸送が行われる場合には、これらの港湾において、中枢・中核国際港湾との内航フィーダー輸送等による連携強化に努めつつ地域を発着地・着地とする国際海上コンテナを取り扱う。その際、バルク貨物等の取扱いと施設を共用する等、施設の利用度の向上に努める。

港湾を拠点とした静脈物流網の形成

港湾を核とした静脈物流システムの構築 国際静脈物流への対応

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化

港湾を拠点とした静脈物流網の形成

循環型社会の実現のためには循環資源を効率的に収集・輸送する静脈物流システムの構築が重要である。

このため、限られた地域内では資源の再利用が十分に行われない可能性があることから、広域的な静脈物流網の形成を図っていく必要がある。

港湾では、大量輸送によりコストの低廉化が可能である海上輸送の活用ができ、既存の物流基盤と循環資源の再生が可能な産業の集積があり、さらに循環資源を保管する用地等の確保が容易であることから、資源の特性と地域の状況を勘案し、静脈物流網の拠点機能を有する港湾を核とした静脈物流システムを構築する。

また、鉄スクラップ等の循環資源については輸出量が増加しており、国際的な観点で活用が図られるよう、輸出ターミナルの拠点化・集約化等が必要である。

港湾におけるパブリックアクセスの向上及び良好な景観形成

港のパブリックアクセス向上への取り組み 港湾における景観形成の計画的な取り組み みなとまちづくりの推進

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

2 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造

(1) 活力と潤いのあるみなとまちづくりの推進

美しく・文化性に富んだ親しまれるみなとの形成

港湾の持つ歴史的・文化的資源の活用、美しい港湾景観の形成、交流機能の向上等に配慮し、市街地との調和を図りつつ、地域の個性としての港湾の資産を最大限に活かして、住民の主体的な参画の下で、美しく、利用しやすく、活力があり、働きやすい、親しまれるみなとを形成する。このため、海の自然や港の魅力に触れ合い、快適に利用できる緑地、広場、海浜等の整備等によりみなとのパブリックアクセスの向上を図るとともに、港湾全体の良好な景観形成にも配慮しつつ必要に応じて区域を設定し、総合的かつ計画的に良好な港湾の景観の形成を図る。その際、人が散策できる動線を貨物の動線との分離に配慮して確保するとともに、人の視点にたった景観形成に努める。また、みなとと市街地とのアクセスの向上のため、道路網等と効果的に結ばれた臨港交通施設を整備する。

港湾の大規模地震対策の拡充

**防波堤の計画にあたっての津波に対する被害軽減効果を考慮
被害軽減等に資する情報伝達手段の確保等のソフト対策
非常事態等に適切に対応するための体制構築**

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

2 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造

(2) 安全で安心な地域づくりへの貢献

災害その他の非常事態に強い港湾システムの構築

(略)

さらに、防波堤には津波等の被害から港湾及び港湾背後地を防護する効果があることから、防波堤の計画の策定にあたっては、静穏度の確保に加え、必要に応じて津波等に対する被害の防止軽減効果についても考慮する。

また、港内の人々の安全を確保するため、ハザードマップの作成支援を行う他、避難場所や避難ルート、津波等に関する情報伝達手段を確保することにより、被害の防止・軽減を図る。

なお、地震に伴う瓦礫や火山の噴火に伴う膨大な噴出物等を港湾で処分する必要がある場合又は生じるおそれがある場合には、被災地の復旧を支援するため適切に対応する。

その他の非常事態あるいは非常事態が予測される場合においても、適切な対処措置等が講じられるよう常時から情報の共有化を図る等、関係機関との連携により速やかに非常事態等に対処できる体制を構築する。

首都圏等における基幹的広域防災拠点の整備

(変更案抜粋)

港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

7 大規模地震対策施設

(略)

特に、首都圏等の大都市圏においては、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確な応急復旧活動を展開するための基幹的広域防災拠点を平常時・被災時の利用形態を踏まえつつ、整備する。

港湾保安対策等の推進

港湾における海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づく保安対策の推進 関係機関との連携強化による水際線対策の徹底

（変更案抜粋）

今後の港湾の進むべき方向

2 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造

（2）安全で安心な地域づくりへの貢献

港湾保安対策の推進

港湾を含む国際海上輸送システムの信頼性、安全性の向上のため、監視カメラやフェンス等の設置などのハード面の対策及び警備の強化などのソフト面の対策を施す海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づく保安対策を推進する。

また、国際組織犯罪等を未然に防止し、これに適切に対処するため、関係機関等との連携を強化し、港湾における水際対策の徹底を図る。

新規に国際海上コンテナターミナル等国際海上輸送に対する施設を配置する場合には、想定される保安措置や既存の施設の配置状況を踏まえて、効率的な運用が可能になるよう集約して配置する。

港湾施設の適正な維持管理と計画的な更新

港湾施設の定期的な点検等適切な維持管理

更新投資への適切な対応と既存施設の有効活用

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

3 効率的・効果的な事業の実施

港湾施設の適正な維持管理

港湾施設の整備に当たっては、施設のライフサイクルについて計画や施工の段階から配慮する。

また、供用後は国及び港湾管理者が連携して、定期的な点検を行う等により港湾施設が劣化する前に予防的な措置を講じるとともに、所要の機能を発揮できるよう適正な維持管理に努める。

港湾施設の計画的な更新と有効活用

これまで蓄積されてきた港湾施設は、今後順次老朽化が進むことから、通常の維持管理の範囲を超える更新需要が発生し、更新投資が増大することが見込まれる。したがって、更新投資の過度の集中を防ぐため、施設の需要見通し等を踏まえて、計画的に更新・改良を行なう。また、既存ストックの有効活用を図る観点から、効率的かつ効果的に改良・修繕を行う。

一方、船舶の大型化や水際空間に対する住民の意識の高まり等を背景として、機能的に利用者の要請に合致しなくなった施設量も増加してきている。このため、こうした施設については、利用者や住民からの要請も踏まえて、機能の増強や他の用途への転換を行う。

海上輸送の効率性、信頼性、安全性の確保への対応

長周期波などを起因とする荷役障害への対応強化

港湾における情報化の推進

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

(2) 港湾の効率性、利便性の向上

港湾における物流サービスの向上

(略)

さらに、海上輸送の信頼性と安全性を高めるため、長周期波等に起因する荷役障害への対応を強化することとし、利用船舶や荷役形態に応じて所要の荷役稼働率を確保する。

(略)

港湾における情報化の推進

物流の高度化、効率化のため、入出港等手続の E D I (電子情報交換) 化及び S e a - N A C C S 等との接続により、港湾行政手続のペーパーレス化、ワンストップサービス化の普及を促進するとともに、国際海運の簡易化に関する条約 (仮称) (F A L 条約) の早期批准への対応について関係機関と連携し、手続きの簡素化・統一化の推進に努め、更なる利便性の向上に努める。

また、港湾における物流の効率化を図るとともに物流セキュリティを向上させるため、関係機関及び民間事業者と連携して、港湾における物流関係者間で情報の交換・共有化が可能となる港湾物流情報プラットフォームの構築に向けた取組みを進める。

小型船舶等の避難機能の確保

(変更案抜粋)

港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

6 船舶の安全な避難機能を担う拠点

小型船舶等が異常気象を察知してから安全に避難できるように、全国に避難の機能を確保する。このため、重要港湾及び地方港湾において必要な避難機能を確保するとともに、空白地域を補完する避難港を配置する。これらの港湾では、異常気象時等の小型船舶等の安全な避難のために必要な静穏度と面積を有する水域を確保する。

透明性・公正性の確保等への対応

事業の構想段階等からの住民参加

(変更案抜粋)

今後の港湾の進むべき方向

3 効率的・効果的な事業の実施

透明性の向上

港湾の開発等について広く理解を得られるように、港湾の役割等について積極的に発信していく。また、構想の段階から住民意見の把握に努めるとともに、開発の目的や効果等について明らかにする。更に事業の実施に当たっては費用対効果分析等の事業評価を実施し、その評価結果について公表する等、透明性の向上に努める。

(略)

地域との連携

地域の多様な要請に適切に対応して、効率的・効果的な港湾の開発、利用等を進めるため、構想段階から地元地方公共団体、港湾利用者、住民、NPO等の意向を十分把握し、地域との連携を図る。特に、みなとの整備に当たっては、港湾の資産を住民の視点から再評価し、最大限に活用するとともに、住民の主体的な参画を踏まえて、背後地域の幅広い関係者との有機的な連携を図りながら個性豊かな地域づくりを進める。